

第 1 1 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開 催 年 月 日	令和6年2月9日（金）午後3時00分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（ 11 名）	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
		10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員（ 1 名）	9番 横川 力 委員			
出席推進委員（ 8 名）	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（0 名）				
職 務 の た め 出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提 案 議 案	第49号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第50号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第51号議案 農用地利用集積計画の決定について 第52号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について			
報 告 事 項	第1号 水田の畑地変換届について 第2号 公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>中村委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年度第 11 回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。本日の先導役は、議席番号 10 番の中村弘明 委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 10 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p> <p>日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、4 番の山田隆雄委員、6 番の山下和子委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願ひ致します。なお会議書記におきましては、事務局をお願いを致します。</p> <p>(議席番号 7 番の渡邊由佳 委員が出席 ⇒出席委員 11 人)</p> <p>日程 3.報告事項に移ります。報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明してください。</p> <p>本冊 2 頁です。</p> <p>報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明します。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、4 番の山田隆雄委員、6 番の山下和子委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願ひ致します。なお会議書記におきましては、事務局をお願いを致します。</p> <p>(議席番号 7 番の渡邊由佳 委員が出席 ⇒出席委員 11 人)</p>
<p>3 報告事項</p> <p>第 1 号 水田の畑地変換届について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程 3.報告事項に移ります。報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明してください。</p> <p>本冊 2 頁です。</p> <p>報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明します。</p>

<p>報告事項第 2 号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について</p> <p>4 議事</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p>	<p>次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。 (資料は 2-1 頁) 番号 1 届出人は、上浅津●●。土地の所在は、大字上浅津——、地目は田、面積は 120 m²。 この土地を、20 cmの盛土を行い、普通畑へと変換するものです。頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真による位置図で、真ん中下付近に赤色で示しています。説明は以上です。 次に、報告事項第 2 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」を説明してください。 本冊 3 頁です。 報告事項第 2 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」を説明します。 次のとおり、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので報告するものです。 (資料は 3-1 頁、3-2 頁) 番号 1 届出人は、湯梨浜町●●。土地の所在は、大字藤津——、地目は田、面積は 1,408 m²。 地権者は、松崎●●。 概要について、所管課は、湯梨浜町●●。事業名は、今滝梨団地造成事業です。転用目的は、今滝梨団地造成時に使用する工事用流用土の一時仮置場です。期間は、令和 5 年 12 月 26 日から令和 6 年 12 月 31 日までの約 1 年間で、この期間内に農地復元するものです。施工業者は、●●が発注する事業請負業者が実施されます。 頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図で、右端付近に赤色で示している箇所です。次の 3-2 頁が仮置予定図とあります。方角は左側が北になります。田んぼの表土はオレンジ色で示してある箇所に置き、工事用流用土を赤色で示してある箇所に一時仮置するものです。事業終了時には、オレンジ色で示してあります表土が元の形に戻されるものです。説明は以上です。 以上で、報告事項第 1 号、第 2 号の説明が終わりました。報告事項でございますので、皆様のご了承をお願い致しますが、皆様の方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。 それでは無いようですので、以上で報告事項は終わります。 次に、日程 4.議事に移ります。議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」</p>
--	---	--

<p>議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局</p>	<p>を議題と致します。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。お諮りをします。まずは、議席番号 8 番の清水武敏委員から申請のあった申請番号 4 について、先に分割審議をすることにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、申請番号 4 を先に分割審議することと致します。それでは、議席番号 8 番の清水武敏委員は退席してください。</p> <p>(議席番号 8 番の中村弘明委員 退席)</p> <p>清水武敏委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」のうち、申請番号 4 の案件について説明してください。</p> <p>4 頁をお願いします。</p> <p>議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-5 頁、4-6 頁)</p> <p>番号 4 譲渡人は、神戸市垂水区●●。譲受人は、上浅津——、清水武敏。土地の所在は、4-1 頁にまたぎ、全部で 6 筆あります。大字上浅津——、地目は、台帳・現況・利用状況いずれも田、面積は、525 m²。同じく、——、地目は、台帳・現況・利用状況いずれも田。面積は、1,007 m²。同じく、——、地目は、台帳 田、現況・利用状況は、畑。面積は、90 m²。4-1 頁に続きます。はわい長瀬——、——、——、地目は、台帳・現況・利用状況いずれも田、面積は、各々記載のとおりです。権利取得後の経営面積は 111 アールで、贈与による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、4-5 頁と 4-6 頁が航空写真の位置図になります。まず、4-5 頁が大字上浅津地内で、真ん中付近に 1 と示しているのが、——。2 と示しているのが、——。右端付近に 3 と示しているのが、——になります。次の 4-6 頁がはわい長瀬地内で、真ん中付近に示している 3 筆です。左側から、4、5、6 と示している——、——、——になります。譲渡人は、高齢で県外、神戸市在住のため、農地を管理することができないことから、以前から農地を手放したい意向があり、この度譲受人に贈与されるものです。</p> <p>以上、申請番号 4 の案件につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えま</p>
--	------------	---

	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>す。説明は以上です。</p> <p>以上で、申請番号 4 の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」のうち、申請番号 4 の案件について、皆さんから質疑はございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」のうち、申請番号 4 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」のうち、申請番号 4 については、原案のとおり決定といたします。</p> <p>それでは、退席している清水武敏委員に入ってください。</p> <p>(議席番号 8 番の清水武敏委員 着席)</p> <p>それでは、清水武敏委員の着座を確認しましたので、審議を続けます。</p> <p>次に分割審議以外の申請番号 1 から 3 についての説明をしてください。</p> <p>4 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 4-2 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、東京都町田市●●。譲受人は、田畑●●。土地の所在は、大字田畑——、地目は台帳・現況・利用状況 いずれも田、面積は 515 m²。権利取得後の経営面積は 45 アールで、贈与による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、4-2 頁が航空写真の位置図です。真ん中付近に細長く赤色で囲っている箇所です。譲受人の田が申請地の東隣の——番になります。申請地の——番と東隣の——番は、間の畔がなく、実質 1 枚の田になっており、長年、譲受人が管理されてきた田です。譲渡人は県外、東京都在住のため、今後も管理することができないことから、この度譲受人に贈与されるものです。番号 1 は以上です。</p> <p>再度、4 頁に戻っていただき、</p> <p>(資料は 4-3 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、鳥取県。譲受人は、はわい長瀬●●。土地の所在は、はわい長瀬——、地目は、台帳 田、現況・利用状況は 畑。面積は、230 m²です。権利取得後の経営面積は 36 アー</p>
--	------------------------	---

	<p>(議長)</p> <p>河井推進委員</p> <p>事務局</p>	<p>ルで、売買による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、4-3 頁が航空写真の位置図で、真ん中付近に赤色で囲っている箇所です。今後工事が始まる 179 号はわいバイパスの延長工事により、譲受人の農地が県に買収されることになり、県に代替地を要望されていました。この度、この農地を代替地として、県が元の所有者から一旦購入、県の名義にしたうえで、譲受人に売却されるものです。番号 2 は以上です。</p> <p>再度、4 頁に戻っていただき、 (資料は 4-4 頁)</p> <p>番号 3 譲渡人は、兵庫県美方郡新温泉町●●。譲受人は、鳥取市●●。土地の所在は、大字下浅津——、地目は、台帳 田、現況・利用状況は、畑。面積は、151 m²です。権利取得後の経営面積は 2 アールで、売買による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、4-4 頁が航空写真の位置図で、左側付近に赤色で囲っている箇所です。この度、譲受人は、青色で囲っている申請地の北側 2 筆と東側 2 筆の計 4 筆を譲渡人から購入されます。この 4 筆の地目はいずれも宅地であります。青色で囲っている申請地の北側 2 筆の宅地は、今後住宅のリフォーム工事をされ、民泊経営をされる計画です。赤色で囲っている申請地の農地については、現在は近隣の住民が野菜栽培をされているようですが、民泊経営開始後は、譲受人が主に民泊利用者用の野菜を栽培し、民泊利用者がそこで採れた野菜を食事に使用するという計画をお持ちであり、赤色で囲っているこの申請地については、引き続き農地として維持、利用されるものです。番号 3 は以上です。</p> <p>以上、申請番号 1,2,3 の案件につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」のうち、分割審議以外の申請番号 1,2,3 の案件について、皆さんから質疑はございますか。</p> <p>申請番号 3 について、譲受人は宅地と農地を同時に購入されるということですか。また、年齢はどうですか。</p> <p>宅地と農地を同時に購入される予定です。申請地の北側 2 筆の宅地は、今後リフォーム工事をされます。申請地である農地は引き続き、農地として維持管理されます。年齢は 60 歳代後半で</p>
--	--------------------------------------	---

<p>議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>河井推進委員 (議長) 清水委員 事務局 清水委員 (議長)</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>す。 わかりました。 その他に質疑はございますか。 申請番号 3 について、譲渡人の元の所有者はわかりますか。 登記事項証明書を見ますと、●●です。譲受人は●●の娘さんです。 わかりました。 その他に質疑はございますか。 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」のうち、分割審議以外の申請番号 1,2,3 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定致します。 次に、議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。 本冊 5 頁です。 議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、5-1 頁～5-6 頁) 番号 1 土地の所在、大字長江——、地目は、畑。転用面積は 324 m²。転用計画の用途は、住宅用地。施設概要は、一般個人住宅 1 棟の建築。建築面積は、103.92 m²です。譲受人は、筒地●●。譲渡人は、長江●●。契約内容は、売買による所有権移転です。 立地基準の判定に係る農地区分は 第 1 種農地。区分決定根拠は、後で航空写真の位置図を見ていただきますが、概ね 10 ha 以上の規模の一団の農地に接している農地であることから集団農地と判断しました。許可根拠規定は、集落接続としました。こちらも後で航空写真の位置図を見ていただきますが、長江集落に接続している土地であると判断させていただきました。これらについては、許可権者である県とも事前協議済です。都市計画区分は、非線引きの都市計画区域内</p>
--	---	---

	(議長)	<p>で、公共投資ありです。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅 1 棟の建築。20 cmの表土すき取りを行い、40 cmの盛土造成を行います。申請地の北側と南側の隣接境界線には、コンクリートブロックで壁を設置、申請地の東側隣接境界線には、高さ 70 cmの L型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐものです。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されています。</p> <p>頁をめくって頂き、5-1 頁が航空写真の位置図で、真ん中少し下左側付近に小さく赤色で囲っている箇所です。申請地は、南北に通っています県道に接しており、上水道、下水道とも整備されている箇所です。申請地の東側は、広く水田地帯が広がっており、その広がりのある水田に接していることから、集団農地の第 1 種農地と判断しております。許可根拠規定につきましては、県道を挟んで、西側の長江集落に接することから、集落接続と判断しています。第 1 種農地の転用は、原則不許可とされていますが、例外許可の一つに集落接続の住宅等の建築があります。今回は、この例外許可での許可根拠規定になります。</p> <p>次の 5-2 頁が現地の写真です。2 枚とも県道側から撮影していますが、上の写真は北西側から、下の写真は南西側から撮影したものです。次の 5-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地を赤色で囲っています。申請地の北側と南側の地目は畑です。東側は水路を挟んで、田であります。次の 5-4 頁が転用部分の平面図、いわゆる土地利用計画図です。雨水経路を青線で示しており、敷地内の雨水は、隣接する西側県道の既存側溝に流す計画です。汚水は赤線で示しており、公共下水道に接続します。北側及び南側の隣接農地との境界線には、コンクリートブロックにより壁を設置、東側に隣接する水路との境界線には、高さ 70 cmの L型擁壁を設置し、北、南、東側の隣接農地等への土砂の流出を防ぐよう対策をとるものです。次の 5-5 頁が建物部分の平面図であり、建築面積は 103.92 m²です。次の 5-6 頁が東西南北、四方から見た建物の立面図ですのでご確認ください。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 19 番の音田孝好 推進委員より報告をしてください。</p>
--	------	---

<p>議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>音田推進委員 (議長) 清水委員 事務局 清水委員 (議長) (議長)</p>	<p>この転用申請地は、以前は苗田として利用されていた所です。申請地は、隣接農地との境界にはコンクリートブロック壁やL型擁壁を設置することから土砂流出の恐れはありません。また、雨水、汚水対策も取られます。よって、周辺農地への支障もないことから、この転用計画を認めることについて問題ないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>県道沿いに水路があるのでしょうか。</p> <p>5-4 頁の申請地に隣接する西側の青色部分は、県道部分の道路側溝になります。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の本案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 51 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございません。お諮りをします。議席番号 3 番の尾川寛信委員、10 番の中村弘明委員、11 番の蔵本孝広委員、13 番の赤井 保推進委員、19 番の音田孝好推進委員、計 5 名の申請の各筆明細、整理番号 2,8,17,20,24 から 27、以上の 8 つの案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、整理番号 2,8,17,20,24 から 27、以上 8 つの案件を先に分割審議することとします。それでは、5 名の委員は退席してください。</p> <p>(3 番の尾川寛信委員、10 番の中村弘明委員、11 番の蔵本孝広委員、13 番の赤井 保推進委員、19 番の音田孝好推進委員、計 5 名 退席)</p> <p>5 名の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 51 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明してください。</p>
--------------------------------------	---	---

	事務局	<p>本冊 6 頁です。</p> <p>議案第 51 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、令和 5 年改正農業経営基盤強化促進法、附則第 5 条の農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、農用地利用集積計画が作成されたので、改正前の同法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。なお、公告予定日は令和 6 年 2 月 15 日です。</p> <p>(資料は、6-1 頁～6-4 頁)</p> <p>次に 6-1 頁、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は 借人 16、貸人 24。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 8 件で 20,784 m²、3 年以上 6 年未満が 21 件で 39,289 m²、6 年以上 10 年未満が 2 件で 4,353 m²です。設定作物等面積は、水田としての利用が 45,253 m²、樹園地としての利用が 14,966 m²、普通畑としての利用が 4,207 m²。利用権設定面積率は 0.515%であります。各筆明細は、頁をめくって頂き、6-2 頁以降になります。なお、説明は簡潔にさせていただきます。</p> <p>まずは、分割審議案件です。6-2 頁をお願いします。</p> <p>整理番号 2、利用権の設定を受ける者、長江——、音田孝好です。大字長江地内の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。議席番号 19 番の音田孝好 推進委員関連は以上です。</p> <p>整理番号 8、利用権の設定を受ける者、宇谷——、尾川寛信です。次の 6-3 頁にかけて全部で 4 筆あります。はわい長瀬地内の 4 筆の畑を、新規でサツマイモ栽培を 5 年間、有償での賃貸借です。議席番号 3 番の尾川寛信 委員関連は以上です。</p> <p>6-3 頁をお願いします。</p> <p>整理番号 17、利用権の設定を受ける者、はわい長瀬——、赤井 保です。大字光吉地内の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。議席番号 13 番の赤井 保 推進委員関連は以上です。</p> <p>6-4 頁をお願いします。</p> <p>整理番号 20、利用権の設定を受ける者、藤津——、合同会社●●です。大字下浅津地内の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。議席番号 10 番の中村弘明 委員関連は以上です。</p> <p>同じく、6-4 頁です。</p>
--	-----	---

	<p>(議長)</p> <p>清水委員</p> <p>事務局</p> <p>清水委員</p> <p>河井推進委員</p> <p>事務局</p> <p>河井推進委員</p> <p>(議長)</p>	<p>整理番号 24、利用権の設定を受ける者、宇野——、蔵本孝広です。大字赤池地内の 2 筆の田を、更新で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 25,26,27、利用権の設定を受ける者、同じく蔵本孝広です。大字赤池地内の記載の 7 筆の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。議席番号 11 番の蔵本孝広 委員関連は以上です。</p> <p>以上、5 名の「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。各筆明細、整理番号 2,8,17,20,24 から 27、以上の 8 つの案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。(少し時間をとる)</p> <p>整理番号 8 の 10 アール当たりの賃貸借金額について、整理番号 9 にも関連しますが、ともに地権者が同じですが、整理番号 8 と整理番号 9 の 10 アール当たりの賃貸借金額が違うのはどうしてでしょうか。</p> <p>整理番号 8 は、4 筆の合計面積 2,972 m²で 3 万円、整理番号 9 は、1 筆の面積 1,235 m²で 1 万 5 千円の契約をされています。お互いの話し合いにより、切りの良い金額にされていると思います。なお、10 アール当たりに換算すると記載の金額になります。</p> <p>わかりました。</p> <p>今の整理番号 8 に関連して、この賃貸借金額は 5 年間の金額ですか、1 年間の金額ですか。</p> <p>1 年間の金額です。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 51 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議している整理番号 整理番号 2,8,17,20,24 から 27、以上 8 つの案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 51 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、整理番号整理番号 2,8,17,20,24 から 27、以上 8 つの案件は、原案のとおり意見決定を致します。</p>
--	---	--

	<p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>土海委員 (議長)</p> <p>下田委員</p> <p>土海委員 (議長)</p> <p>山田委員 (議長)</p> <p>事務局</p> <p>山田委員 (議長)</p>	<p>それでは、退席している 5 名の方に入っていただきます。 (3 番の尾川寛信委員、10 番の中村弘明委員、11 番の蔵本孝広委員、13 番の赤井 保推進委員、19 番の音田孝好推進委員、計 5 名 着席)</p> <p>それでは、退席委員 5 名の着座を確認しましたので、審議を続けます。議案第 51 号の分割審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。</p> <p>はい。分割審議案件以外は、記載のとおりです。説明は省略します。少し時間をとりますので、皆さんのほうでご確認ください。(少し時間をとる)</p> <p>以上、分割審議以外の案件の「農用地利用集積計画」についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。(少し時間をとる)</p> <p>整理番号 4 について、地権者はどういう方でしょうか。</p> <p>下田委員から補足の説明ができますか。</p> <p>私が利用権設定の仲介をしました。以前は他の方が耕作されていましたが、この度記載の方に耕作していただくことになりました。地権者は現在記載の住所に家を建てておられます。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>整理番号 10 の利用権の受ける者について説明をお願いします。</p> <p>それでは、整理番号 10 と 19 について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>地権者は耕作されないため、記載の施設に 1 年間、利用権設定をされるものです。今後、土地の相続等の状況により、次の期間について検討されます。以上です。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 51 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 51 号「農用地利用集積計画の決定について」は、</p>
--	---	--

<p>議案第 52 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 52 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。説明してください。</p> <p>本冊 7 頁です。</p> <p>議案第 52 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、7-1 頁)</p> <p>次の 7-1 頁の農用地利用集積等促進計画案をご覧ください。</p> <p>農地番号 1 と 2 貸出名義人は、はわい長瀬●●。土地の表示は、はわい長瀬——と——の 2 筆の現況地目 畑について、中間管理機構を通して、はわい長瀬——、株式会社●●に配分を行うものです。ブロッコリー栽培を、令和 6 年 3 月から令和 10 年 12 月までの 4 年 10 ヶ月間、有償での賃貸借です。</p> <p>農地番号 3 と 4 貸出名義人は、南谷●●。土地の表示は、大字水下——と大字光吉——の 2 筆の現況地目 田について、中間管理機構を通して、こちらも、はわい長瀬——、株式会社●●農園に配分を行うものです。水稻栽培を、令和 6 年 3 月から令和 10 年 12 月までの 4 年 10 ヶ月間、無償での使用貸借です。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第 52 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 52 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、その他に移ります。</p> <p>(1) 2 月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○ 2 月農家相談会の日程について</p> <p>2 月 15 日 (木) 午前 9 時～正午</p>
<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 52 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。説明してください。</p> <p>本冊 7 頁です。</p> <p>議案第 52 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、7-1 頁)</p> <p>次の 7-1 頁の農用地利用集積等促進計画案をご覧ください。</p> <p>農地番号 1 と 2 貸出名義人は、はわい長瀬●●。土地の表示は、はわい長瀬——と——の 2 筆の現況地目 畑について、中間管理機構を通して、はわい長瀬——、株式会社●●に配分を行うものです。ブロッコリー栽培を、令和 6 年 3 月から令和 10 年 12 月までの 4 年 10 ヶ月間、有償での賃貸借です。</p> <p>農地番号 3 と 4 貸出名義人は、南谷●●。土地の表示は、大字水下——と大字光吉——の 2 筆の現況地目 田について、中間管理機構を通して、こちらも、はわい長瀬——、株式会社●●農園に配分を行うものです。水稻栽培を、令和 6 年 3 月から令和 10 年 12 月までの 4 年 10 ヶ月間、無償での使用貸借です。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第 52 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 52 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、その他に移ります。</p> <p>(1) 2 月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○ 2 月農家相談会の日程について</p> <p>2 月 15 日 (木) 午前 9 時～正午</p>

	<p>(議長) 事務局</p>	<p>担当：2番 下田健一 委員、3番 尾川寛信 委員、19番 音田孝好 推進委員</p> <p>(2) 3月定例総会の日程について、説明してください。</p> <p>○3月定例総会の日程について</p> <p>3月8日(金)午後3時00分～</p> <p>現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理</p> <p>7番 渡邊由佳 委員、8番 清水武敏 委員、20番 倉本哲男 推進委員</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>(3) 3月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○3月農家相談会の日程について</p> <p>3月21日(木)午前9時～正午</p> <p>担当：4番 山田隆雄 委員、6番 山下和子 委員、20番 倉本哲男 推進委員</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>(4) 令和5年度農地パトロール調査に基づく荒廃農地(A分類)の利用意向調査結果について、説明してください。</p> <p>○令和5年度農地パトロール調査に基づく荒廃農地(A分類)の利用意向調査結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料に基づき説明 ・利用意向「農地中間管理事業を利用し貸付をしたい」への対応として、委員皆さんで耕作者を探していただきますようお願いします。
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>(5) 能登半島地震義援金について、説明してください。</p> <p>○能登半島地震義援金について</p> <p>提案・湯梨浜町農業委員会互助会として、2万円を互助会会計より支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人としての義援金については、個人の判断で対応 <p>⇒提案どおりに決定</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>(6) 令和6年度定例総会の日程について、説明してください。</p> <p>○令和6年度定例総会の日程について</p> <p>毎月10日を基本とした年間の定例会日程について説明</p> <p>⇒4月は梨の交配の状況により、10日以降にする場合あり。次の3月定例総会時に決定する。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>その他に事務局からございますか。</p> <p>全国農業新聞購読料について、令和5年分の領収書を配布します。必要に応じて、確定申告に使用してください。以上です。</p>

6 閉会	(議長) 事務局 (議長) (議長)	<p>この全国農業新聞購読料領収書は、毎年、1月の定例総会時には配布するようにお願いします。 わかりました。</p> <p>その他、皆さんの方から何かございますか。 無いようですので以上で終わります。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和5年度第11回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 午後4時25分)</p>
------	---------------------------------	---